

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第24号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「第243条の 2 の 8 第 8 項」を「第243条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成21年徳島県条例第31号）第 6 条
- (2) 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例（昭和41年徳島県条例第71号）
- (3) 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和39年徳島県条例第37号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。